

藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金

～熱中症対策を支援します～

熱中症から市民の健康を守るため、家庭内における熱中症対策として、市県民税非課税の世帯を対象にエアコン設置費等の一部を補助します。

※事前にお問い合わせ下さい

○対象世帯 次の①～③すべての条件を満たす世帯

① 自宅にエアコンが設置されていない、または故障により使用できるエアコンが1台もない世帯

② 世帯員全員が市県民税非課税の世帯

※申請する日の属する年度の市県民税（4月から6月までの間に補助金の交付の申請を行う場合は前年度）が非課税の世帯

③ 令和8年度に「藤枝市生活困窮者エアコン設置費補助金」の交付を受けていない世帯

※ご確認ください！

- ・賃貸住宅にお住まいの場合、エアコンの設置及びそれに伴う工事について、あらかじめ家屋の所有者又は管理者の同意を得て下さい。
- ・同一住所に住民登録している別世帯があり、その世帯構成員に市県民税が課税されている場合は助成対象になりません。
- ・同一の住宅内に居住する複数の世帯からの重複申請は認められません。助成対象は同一の住宅に1台分のみです。
- ・同一の住宅内に居住する複数の世帯があり、そのいずれかの世帯に使用可能なエアコンが設置されている場合は対象外です。
- ・ご使用のエアコンが古くても、正常に稼働している（壊れていない）場合は、使用年数に関わらず補助の対象外となります。
- ・必要に応じて現地調査を行います。

○補助対象経費

室外機を使用し壁に固定して設置するエアコンの購入費用（設置工事費含む）または、自宅に設置されているエアコンの修理費用

※補助対象となるエアコンは、藤枝市内の販売店にて購入すること

○補助額

上限5万円とし、購入費の合計または修理費が5万円以下の場合は実費分を補助します。（1,000円未満切り捨て）※1世帯につき1台限り

○申請期間

令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)

○申請場所

福祉政策課（藤枝市役所 西館1階）18番窓口にて受付

※平日8:30～17:15（土・日・祝日を除く）



裏面に続きます➡

申請から支払いまでの流れ

① 申請（～令和9年1月29日まで）

- ア 補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 見積書（エアコン購入費・修理費等）
- ウ エアコン、室外機を設置する予定の場所の写真
（修理の場合はエアコンと室外機の写真）

これらを福祉政策課へ提出してください。

※1月1日時点で藤枝市に住所がなかった方は、1月1日に住所があった市区町村の所得課税証明書が必要になります。

② 補助決定

申請書を受理してから約1週間後に、市から申請者へ補助金交付決定通知書（第2号様式）を送付します。

※決定通知書が届く前にエアコンを設置した場合、補助金対象外となります。
ご注意ください。

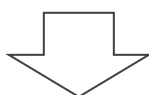
③ エアコン設置

補助金交付決定通知書が届いた後に、エアコンの設置または修理を行ってください。

④ 完了報告（設置または修理後30日以内）

- ア 補助金交付実績報告書（第5号様式）
- イ 領収書（エアコン購入費等）
- ウ 事業実施後の状況が確認できる写真
- エ 補助金交付請求書（第7号様式）
- オ 補助金振込先通帳の写し

※①金融機関名、②支店名、③口座種別、④口座番号 全てが確認できるもの
これらの書類等を、福祉政策課へ提出してください。



補助金の交付

★申請書等は、福祉政策課18番窓口、地区交流センターにて配布しています。また市のホームページからもダウンロードが可能です。



市ホームページ

〇提出先・お問い合わせ先

〒426-8722 藤枝市岡出山1丁目11番1号
福祉政策課 自立支援係（藤枝市役所西館1階）
☎054-643-3161（直通）
時間：8:30～17:15（土、日、祝日を除く）